

### (3) 第3小委員会の協議事項に係る承認議案

会議名 第3回静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会  
開催日 平成21年6月17日  
議案 第2号議案

#### 協議項目（ア）財産の取扱について

内容：すべての財産は新商工会議所に包括的に引き継ぐこととする。合併の登記並びに所有権移転に伴う登記は、合併期日以後でないことと手続きができないことから、不動産についての登録免許税など所有権移転に伴う登記料は新商工会議所において負担するものとする。

不動産の移転に伴う所有権の移転登記については、組合等登記令に基づき、合併後できるだけ速やかに適正な登記手続きを行なうこととする。

#### 協議項目（イ）共済制度の統合について

内容：生命共済制度、特定退職金共済制度、経営者年金共済制度については、以下の統合方針のもとに新商工会議所において、それぞれの制度の統合を図るものとする。

##### 【統合の方針】

- (1) 既加入者に対するサービスは低下させない。
- (2) 単なる統合ではなく、会員事業所のニーズに沿った将来性を考慮した制度とする。
- (3) 生命共済制度については、加入率（10%以上）を堅持する。
- (4) 商工会議所の財政基盤を担う制度とする。
- (5) 事務の効率化を図る。

##### 【新制度の内容について】

- (1) 生命保険会社各社のプロポーザルによって決定していく
- (2) プロポーザル参加要請会社は、現制度別委託生命保険会社のうち現幹事生命保険会社4社を対象とする。

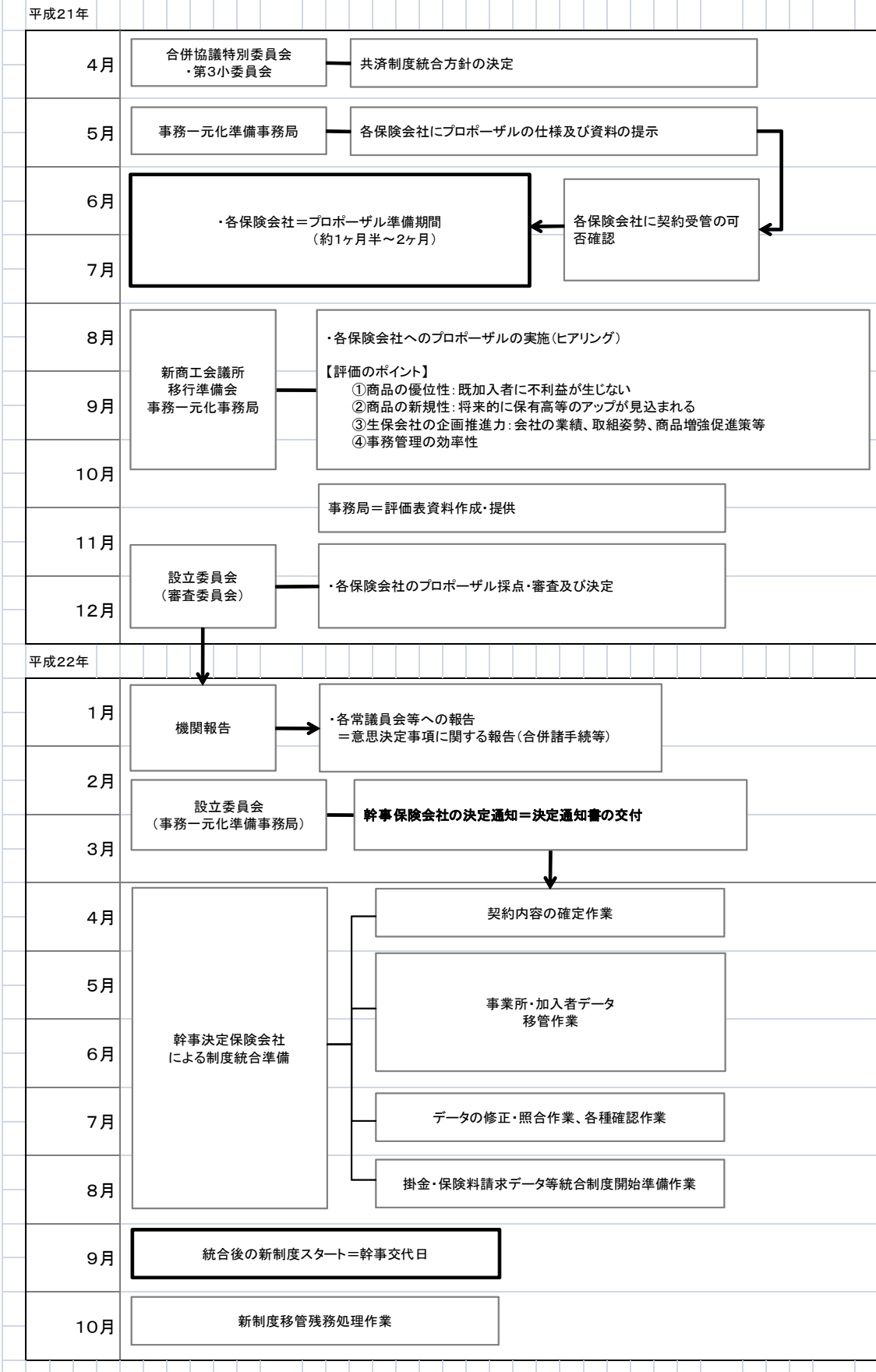
※現幹事生命保険会社

大同生命・アクサ生命・三井生命・AIGスター生命

- (3) 制度の統合は、概ね平成22年9月1日を目途とする。

※統合までのスケジュール等については次ページ資料を参照

●統合までのスケジュール等



## 協議項目（ウ）会費基準表の策定及び運用について

内 容：1. 新商工会議所の会費基準表について

（ア）新商工会議所の会費基準については、1口の会費額は2,500円とし、規模別の口数表（年額）は下表の通りとする。

資本金額 従業員数(人)	個人	500万未満	1000万未満	2000万未満	3000万未満	5000万未満	1億未満	5億未満	5億以上
0～9	3口 7,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円
10～19	4口 10,000円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	6口 15,000円	6口 15,000円	7口 17,500円
20～29	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	6口 15,000円	7口 17,500円	8口 20,000円
30～39	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	6口 15,000円	6口 15,000円	7口 17,500円	8口 20,000円	9口 22,500円
40～49	5口 12,500円	6口 15,000円	6口 15,000円	6口 15,000円	8口 20,000円	8口 20,000円	9口 22,500円	9口 22,500円	10口 25,000円
50～99	6口 15,000円	6口 15,000円	7口 17,500円	9口 22,500円	10口 25,000円	11口 27,500円	12口 30,000円	13口 32,500円	14口 35,000円
100～199	10口 25,000円	10口 25,000円	12口 30,000円	14口 35,000円	15口 37,500円	18口 45,000円	20口 50,000円	21口 52,500円	24口 60,000円
200～299	10口 25,000円	16口 40,000円	18口 45,000円	20口 50,000円	22口 55,000円	24口 60,000円	26口 65,000円	28口 70,000円	30口 75,000円
300～499	20口 50,000円	20口 50,000円	24口 60,000円	26口 65,000円	28口 70,000円	30口 75,000円	35口 87,500円	38口 95,000円	50口 125,000円
500～999	25口 62,500円	26口 65,000円	28口 70,000円	30口 75,000円	32口 80,000円	34口 85,000円	40口 100,000円	45口 112,500円	55口 137,500円
1000～1999	30口 75,000円	35口 87,500円	40口 100,000円	45口 112,500円	50口 125,000円	55口 137,500円	60口 150,000円	70口 175,000円	75口 187,500円
2000～	35口 87,500円	40口 100,000円	45口 112,500円	50口 125,000円	55口 137,500円	60口 150,000円	70口 175,000円	75口 187,500円	100口 250,000円

（イ）全体方針について（基本条件）

- ①会員の最低会費の年額は、個人事業者7,500円・法人事業者12,500円とする。
- ②新会費基準策定において、新会費額と合併前の会費額とを比べ減額となる会員は、合併初年度において減額する。
- ③新会費基準策定において、新会費額と合併前の会費額とを比べ増額となる会員は、合併後1年は増額を据置き、その後の5カ年以内での段階的な引き上げで対応する。
- ④組合・団体等（NPO法人を含む）については、企業と異なり資本金が存在しないことから、会費の算定にあたっては、一律的な年会費額を適用する。  
※任意組合 一律会費額 7,500円 ※法人組合 一律会費額 12,500円
- ⑤地区内に所在する本社・本店が会員であり、加えて支店・営業所・工場等が会員となる場合は、一律的な年会費額を適用する（個人7,500円・法人12,500円）。  
また、地区内に本社・本店を有しない事業所の支店・営業所・工場等が会員となる場合は本社資本金額を適用し、当該支店・営業所・工場等に常時従事する従業員数（役員、パート、派遣社員は除く）で会費額を算定する。
- ⑥地区外（管轄地域外）に拠点を有する事業所が会員となる場合は、特別会員の扱いとし、会費額は一律的な年会費額を適用する（個人7,500円・法人12,500円）。  
※地区外事業所とは会員登録の所在地を地区外（管轄地域外）とするものをいう。

2. 役員・議員特別会費について

（ア）役員・議員特別会費の年額は、次の通りとする。なお、当該役員・議員の年会費額は特別会費額に一般会費額を加算したものとする。

役職	口数	会費額(円)
会 頭	1,200	3,000,000
副会頭	400	1,000,000
常議員	140	350,000
監 事	140	350,000
議 員	60	150,000

### 協議項目（エ）負担金基準表の策定及び運用について

内 容：合併前の負担金額、経費額等を勘案し、新商工会議所における特定商工業者負担金の1名あたりの賦課金額については、下記のとおりとする。

特定商工業者負担金の1名あたりの賦課金額 2,000 円

### 協議項目（オ）補助金・交付金の取扱いについて

内 容：補助金・交付金については、新商工会議所においても堅持されるよう、交付元との調整・協議を図るものとする。

### 協議項目（カ）各種手数料基準表の策定及び運用について

内 容：新商工会議所においては、合併前の比較において、原則的には安い方の手数料額等を基準とする。但し、労働保険事務組合事務委託手数料及び比較対象金額が伴わない手数料については、下記のとおりとする。

#### ①労働保険事務組合事務手数料

（ア）会員の場合は、定額手数料3,000 円に労働保険確定保険料の5%を加える。

（イ）非会員の場合は、上記により算定した額に、次の金額を加算する。

個人事業所は10,000 円、法人事業所は15,000 円

（ウ）新規委託事業所の場合は、労働保険確定保険料に換えて概算保険料により算出する。

#### ②商工業に関する証明手数料

会員の場合は840 円。なお、原則的に会員のみ。

#### ③原産地証明手数料

会員の場合は840 円。非会員の場合は2,100 円。

#### ④商取引に関する紹介・斡旋手数料

会員の場合は無料。なお、原則的に会員のみ。

#### ⑤簿記等検定証明手数料

日商及び東商の定めるところによる。

#### ⑥印刷・コピー使用料

コピーは1枚10 円。

#### ⑦推薦状・紹介状の作成手数料

会員の場合は無料。なお、原則的に会員のみ。

#### ⑧信用調査手数料

会員の場合は無料。なお、原則的に会員のみ。

#### ⑨会館使用料

従前の会館使用料の通りとする。

## 協議項目（キ）新財政計画について

内 容：政令指定都市静岡市における豊かな地域経済社会の実現・向上を目指し、「まちを創り」「産業を伸ばす」「魅力ある」をテーマに活動を展開する新商工会議所は、地域の総合経済団体として新たな機能発揮が求められ、その役割もさらに重要となる。

商工会議所を取り巻く環境が、極めて厳しい状況にあり、商工会議所の新たな組織基盤を確立して、広域化に伴う会員サービスの一層の充実強化はもとより、地域経済の発展振興に係る事業等を着実に実施するために自主財源確保等による財政強化が急務となる。

商工会議所の新会費基準による会費収入は合併以前と比べて減収となることから、内部の事務・事業の徹底した見直しを図るとともに、会員増強による会費収入の増加、交付金の確保、あるいは会員企業や地域社会のニーズに対応した効果的・効率的な事業の選択並びに会員の実益に連動した収益事業等を推進していかなければならない。

こうしたことを踏まえて、新商工会議所の財政計画においては、平成21年度予算をベースに推計し、向こう5年間（5期分）を試算する。